

豊川市監査公表第 2 2 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	星 川 博 文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(市民部人権生活安全課)

監査実施期間 令和6年 9月 4日から
令和6年11月11日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(検討事項) 1 みんなの消費生活展実行委員会は、豊川市において活動する消費者団体から選出された役員をもって構成され、本会の経費は、市からの委託金をもって行われている。その委託金の保管及び管理は、事務局である豊川市市民部人権生活安全課職員が行っている。そのため、市が事務局となり準公金を管理していく体制について妥当性や必要性の精査を行い、あるべき管理体制への移行を検討されたい。	(検討事項) 1 みんなの消費生活展は、消費者教育の推進に関する法律等に規定する地方公共団体の施策であり、市の直営または準公金の扱いのない委託事業として実施するものと判断した。これまで企画を消費者団体が行ってきた経緯があるため、消費者団体の意向確認し、令和7年6月3日にみんなの消費生活展実行委員会を廃止することに決まった。

(注) 上記の措置状況は、令和7年11月20日現在のものである。